

第七回 参議院労働委員会會議録第九号

昭和二十五年三月二十八日(火曜日)午後一時五十分開会

本日の會議に付した事件

○夏時刻法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○労働組合法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○理事(平野善治郎君) それでは只今から労働委員会を開会いたします。

初めに本委員会に付託になりました夏時刻法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案につきましては、三月七日に労働委員会を開きまして、官房副長官より提案理由の説明を聞いております。その後三月十七日に、この法律の改正に關しまして公聴会を開いて、十一名の公述人から意見を聞いております。その公述人の意見を御参考になさいますと、十一人中、夏時刻法に根本的に反対する一人、その他本改正案に反対する者が三名、他は全部賛成者でありました。尙、反対する三名も、時刻につきましては、只今行われておる四月一日からの夏時刻よりは、今度改正する方がよいという意見であります。そのような結果でございます。

只今から本法律案について質疑を政府に対して行方方があれば、質疑を行いたいと思います。

○鈴木清一君 私、緊急動議的になりますが、定員数に達していないと思うのですが、採決についてこれだけの人数で採決するのですか。

○理事(平野善治郎君) 只今田村委員ともう一人の委員が先程から出席したのでありますが、今外の委員会の委員長代理をやつておるから、ちよつと席を離れたので、直ぐ参りますから、採決の場合においては定足数全部揃えた上でやります。

速記をちよつと止めて下さい。

○理事(平野善治郎君) 速記を初めて……。それでは質疑のある方はお述べを願いたいと思います……。ありませんか……。それでは御質疑がございませう……。それでは御質疑がございませう……。それでは御質疑がございませう……。

それでは只今から本案の採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

○理事(平野善治郎君) 御異議ないものと認めまして、直ちに採決に入ります。内閣提出、衆議院送付の夏時刻法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を原案通り可決することに御賛成の方は御起立を願います。

○理事(平野善治郎君) 起立者多数でございます。よつて本案は原案通り可決いたします。

決するものと決定いたしました。尙、本會議における委員長の前頭報告の内容は、すべて先例によることにしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○理事(平野善治郎君) 御異議ないものと認めまして、つきましては、同じく先例によりまして、多数意見者の署名をお願ひしたいと思ひますが、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
城 義臣 一松 政二
寺尾 豊 伊達源一郎
田村 文吉 鈴木 清一

○理事(平野善治郎君) 続いて労働組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては昨日質疑が終つておりますので、これより討論に入りたく存じますが、御異議ございませんか。

○理事(平野善治郎君) 御異議ないものと認めまして、直ちに討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。(討論ないんじやないか)と呼ぶ者あり) ございませんか……それでは別段の御発言もないようでございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○理事(平野善治郎君) 御異議ないものと認めまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

思ひますが、御異議ございませんか。

○理事(平野善治郎君) 御異議ないものと認めまして、それでは本案に御賛成の方の起立をお願いいたします。

○理事(平野善治郎君) 全会一致と認めます。尙、本案につきまして、本會議における委員長の前頭報告の内容は、すべて先例によることにしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○理事(平野善治郎君) 御異議ないものと認めまして、つきましては、同じく先例によりまして、多数意見者の署名をお願ひしたいと存じます。本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
城 義臣 一松 政二
寺尾 豊 小杉 イ子
伊達源一郎 田村 文吉
鈴木 清一

○理事(平野善治郎君) それでは本日の委員会はこれで散会いたします。

出席者は左の通り。

委員
平野善治郎君
城 義臣君
一松 政二君
寺尾 豊君
小杉 イ子君

政府委員
内閣官房副長官 菅野 義丸君
労働政務次官 新谷寅三郎君
労働事務官 賀来才二郎君
(労政局長)

昭和二十五年四月十一日印刷

昭和二十五年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁